



発 行 新 潟 県

号 外 1

令和7年7月3日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 35 参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長の事務を取り扱う場所の指定（選挙管理委員会）
- 36 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者の選任（選挙管理委員会）
- 37 参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 38 参議院比例代表選出議員選挙における点字投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 39 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 40 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 41 参議院新潟県選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の選任（選挙管理委員会）
- 42 参議院新潟県選出議員選挙における投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 43 参議院新潟県選出議員選挙における点字投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 44 参議院新潟県選出議員選挙における選挙事務所標札等及び選挙運動用通常葉書差出票に押すべき印の刷り込みの指定（選挙管理委員会）
- 45 参議院議員通常選挙において確認団体に交付する政談演説会開催告知用立札、看板の類の証紙に押すべき印の刷り込みの指定（選挙管理委員会）
- 46 参議院新潟県選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 47 参議院新潟県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第35号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

令和7年7月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

場 所 所 在 地

新潟県庁行政庁舎 2階 会議室201 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

（ただし、7月3日午前10時までとし、7月3日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。）

◎新潟県選挙管理委員会告示第36号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和7年7月3日

新潟県選挙管理委員会

	委員長	桜井 甚一	
区 分	住 所	氏 名	
選挙分会長	新潟県上越市	小 山 芳 元	
選挙分会長	新潟県阿賀野市	五十嵐 暁 之	
職務代理者			

◎新潟県選挙管理委員会告示第37号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙（点字投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、白色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

令和7年7月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

候補者氏名又は 政党その他の政 治団体の名称若 しくは略称	 第二十七回 参議院 比例代表選出議員選挙投票 注意 一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。 新潟県選挙管理委員会 之印
--	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、白色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

令和7年7月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

候補者氏名又は 政党その他の政 治団体の名称若 しくは略称	点 字 投 票 第二十七回 参議院 比例代表選出議員選挙投票 (注意) 一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の 名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。 新選組 之委員 印員管県
--	--

◎新潟県選挙管理委員会告示第39号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和7年7月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 1 日 時 令和7年7月3日 午後6時
- 2 場 所 新潟県庁行政庁舎5階 会議室504

◎新潟県選挙管理委員会告示第40号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和7年7月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 1 日 時 令和7年7月4日 午後6時
- 2 場 所 新潟県庁行政庁舎5階 会議室504

◎新潟県選挙管理委員会告示第41号

令和7年7月20日執行の参議院新潟県選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和7年7月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

区 分	住 所	氏 名
選 挙 長	新潟県燕市	桜 井 甚 一
選 挙 長	新潟県新潟市中央区	八 幡 己 津 子
職務代理者		

◎新潟県選挙管理委員会告示第42号

令和7年7月20日執行の参議院新潟県選出議員選挙における投票用紙(点字投票用紙を除く。)を次の様式により調製し、クリーム色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和7年7月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

こう ほ しゃ し めい 候補者氏名	 ちゅうい (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 第二十七回 参議院 新潟県選出議員選挙投票 会理選新 之委挙潟 印員管県
--	---

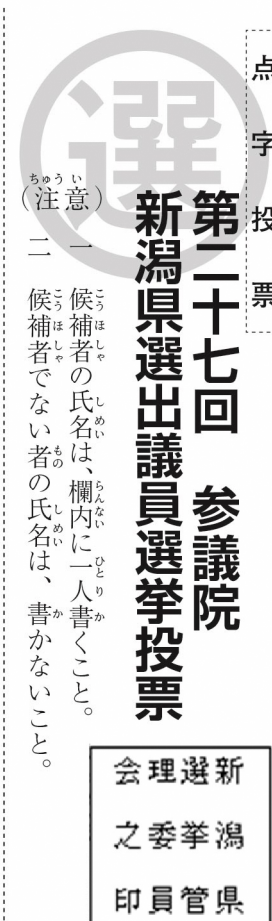
◎新潟県選挙管理委員会告示第43号

令和7年7月20日執行の参議院新潟県選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、クリーム色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和7年7月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

こう ほう しゃ し めい 候 補 者 氏 名	点 字 投 票
	 第二十七回 参議院 新潟県選出議員選挙投票 (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 新 潟 県 選 挙 管 理 委 員 会 之 委 員 長 印 員 管 県

◎新潟県選挙管理委員会告示第44号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院新潟県選出議員選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙事務所の標札、選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、個人演説会用表示板、街頭演説用標旗、乗車（船）用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき新潟県選挙管理委員会の印並びに選挙長が候補者に交付する選挙運動用通常葉書差出票に押すべき選挙長の印は、刷り込むものと定めた。

令和 7 年 7 月 3 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

◎新潟県選挙管理委員会告示第45号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院新潟県選出議員選挙において、新潟県選挙管理委員会が確認団体に交付する政談演説会開催告知用立札、看板の類の証紙に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

令和 7 年 7 月 3 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

◎新潟県選挙管理委員会告示第46号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院新潟県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和 7 年 7 月 3 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- | | | |
|---|-----|----------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和 7 年 7 月 3 日 午後 5 時 30 分 |
| 2 | 場 所 | 新潟県庁行政庁舎 5 階 会議室 504 |

◎新潟県選挙管理委員会告示第47号

令和7年7月20日執行の参議院新潟県選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和7年7月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 1 日 時 令和7年7月4日 午後5時30分
- 2 場 所 新潟県庁行政庁舎5階 会議室504